

大阪市立鶴見区民センター指定管理者 様

・区役所附設会館使用申込書の催事について、歓声・声援等を次のとおり申出します。

大声を出さない

【参加者全員がこれを留意した上で、最大定員人数内で利用する】

大声を出す（座席あり）

【一席空けるなどの距離をとり、定員人数の半分を基準とする】

大声を出す（座席なし） または 管楽器を使用する

【定員人数の半分以下で利用する】

・上記を踏まえコンサート等、各種イベント開催時には、業種別ガイドラインに則った対策も行う。

・11月29日以降の申請については、今後の大阪府の方針に変更があった場合、緩和措置の停止（定員や対人距離等の見直しや制限措置）をおこなう可能性があります。

以上の内容に相違なく、承諾します。

令和 年 月 日

署名 _____